

第 号  
年 月 日

様

野田市長



野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給(不支給)通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	支 給	不支給
支 給 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
支 給 月 額	金	円
不 支 給 の 理 由		

注

- 1 高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書を毎月10日までに提出することが必要です。
- 2 養成機関を休学又は1月以上欠席したときは、速やかに市に連絡してください。
- 3 同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者に異動があったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要件変更申請書を提出してください。
- 4 母子家庭の母等でなくなったとき、本市に住所を有しなくなったとき、養成機関での修業を取りやめたとき等、支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届を提出してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。